

『日本國見在書目録・刑法家』考（五）

孫

猛

31 僧格一卷

【關連著録】

未見。

【著録書考證】

この書は古今公私の諸目録には見えず、惟宗直本『令集解』卷七『僧尼令』・卷八『僧尼令二』に各々數條の引用が見えるだけである。しかし、『道僧格』と題されている。この書に間違はなく、『見在書目』のこの條における著録は、或いは「道」の一字が脱しているか、或いは原題が元々そうであったのだろう。（案：以下に詳しい）

唐代の前期、道僧の犯罪と關連する史料は、以下の數條がある：

（一）『舊唐書』卷一〈高祖紀〉武德九年（六二六）夏五月辛巳、「京師寺觀の甚しくは清淨ならざるを以て」、遂に詔を下して、曰く：「諸僧・尼・道士・女冠等は、精勤練行し戒律を守る者あらば、竝せて大寺觀に令して居住せし

め、衣食を給い、乏短 勿からしむ。其の精進する能わず、戒行するも闕 有り、供養に堪えざる者は、竝せて令して罷遣せしめ、各の桑梓に還せしむ。司る所は明らかに條式を爲し、務めて法教に依り、制に違う事、悉く宜しく停斷せしむ。京城 寺三所、觀二所を留む。其の餘の天下諸州、各の一所を留めて、餘は悉く之を罷む。然るに、「事竟いに行れず」。其の後、六月、又勅文を下し、詔して「舊定」に依りて執行せしむ。『唐會要』卷四七〈議釋教上〉に曰く：「(武德)九年(六二六)二月二十二日に至るに、沙門道士を以て、違教の跡を虧かきて、京師の寺三所、觀三所を留む。耆老高行なるを選びて以て之を實し、餘は皆 罷廢す。六月四日に至して勅文す：其の僧・尼・道士・女冠は、宜しく舊定に依るべし。」とある。ここで言っている「舊定」とは、或いは唐以前の僧道制度のことで、即ち『道僧格』に似た僧道における特別法のことであろう。

(一) 宋沙門志磐撰『佛祖統紀』卷三九⁽¹⁾には、曰く：

「(貞觀)九年(六三五)十月、玄琬法師 延興寺に終わる。表を遣して云う有り：『聖帝 方に三寶に事ふるを尊び、應に沙門と百姓とをして科を同じうせしむべからずして、乞ひて僧の過 有る者に令して、竝せて所屬に附せ、内律を以て之を治さめしむ』と。帝 嘉びて納る。乃り皇太子を遣りて弔に臨ましめ、有司に勅して葬具を給わしむ。」又、「十一月、詔して曰く：『僧徒の醫巫を假托し、左道で衆を惑し、官曹に造詣し、贓賄を屬致する有る者は、朕 情に在りて持護し、必ずや寛貸する無からん。諸過を犯す者は、宜しく司所に令して、内律に準ずるに依りて、明かに條制と爲さん。』」とある。この詔は『全唐文』卷五にも見えるが、文字には、次のように少々異なるところがある。「朕の情は深く持護し、必ずや寛捨する無からん。已に令して内律に依附し、參するに金科を以てし、具に條制を陳べせしめ、務めて法門をして清整せしめ、在する所の官は宜しく檢察を加ふべし。」

記事は『佛祖歷代通載』卷一⁽²⁾にも見える。ここで言う「内律」とは、乃ち僧制のことで、「明爲條例」・「具陳條

例」における「條例」とは、則ち「内律」以外の『道僧格』であるか、『道僧格』に似た僧道の特別法であろう。

(三)『大慈恩寺三藏法師傳』卷九⁽³⁾には、曰く：

「永徽八年(六五五)に勅有り：道士・僧等の罪を犯し、情の知り難き者は、俗法と同じく推勘すべし。」と。その文意を吟味するに、これより以前、道士・僧侶の犯罪は、俗法に依て處理されるものではなく、所謂「内律」と言われるものが有ったことが分かる。しかし、此の「俗法に依りて論處する」という『同俗勅』は、玄奘の要請によるもので、執行されてしばらくして、すぐに停止された。『大慈恩寺三藏法師傳』に：「邊遠の官人、勅の意に閑わず、事に大小無く、動もすれば枷杖を行ひ、虧辱甚と爲す。法師毎に之を憂ひ、疾に因り委頓し、慮りて更に天顔を見ず、乃ち人に附して前の二事を陳し、國の便に非ざるに於いて、玄奘の命旦夕に垂^{なんなん}とし、後言を獲らざるを恐れ、謹んで啓を附して聞くに、枕に伏して惶懼す。勅して報を遣りて云く：『陳ぶる所の事、之を聞くに、但だ佛道の名位のみ、先朝に處分し、事は須く平章すべきにして、其れ俗勅と同じうするは、即停廢せしめん。師宜しく意を安かにし湯藥を強進すべし。』二十三日に至りて、勅を降して曰く：『道教は清虛、釋典は微妙、庶物の其れ津梁を藉り、三界の遵仰する所なり。法未人の澆^{かろがる}しきを爲すの比^{たく}いは、多く制律に違ひ、權は俗法に依り、以て懲誠を申ぬ。冀^{かき}はくは惡を止め善を勸むりて、非なるは是れ人の法を輕んずるを以てなり。但だ出家人等、具に制條有りて、更に別に科を推し、勞擾爲るを恐るのみ。前に道士・女道士・僧・尼の犯有りて俗法に依る者に令して、宜しく停めしむべし。必ず違犯有れば、宜しく條制に依るべし。』⁽⁴⁾

この詔で「出家人等、具に制條有り」と明言していることから、必ずしも俗法に依て「更別推科」してはならず、さもなれば、「恐爲勞擾」としていたことが分かるだろう。とりわけ、玄奘の謝表の中で、『舊格』に言及しており、高宗の勅において「制條」と言っているのは、『道僧格』或いは『道僧格』に類似した僧道の特別法に違いないこと

が證明されよう。謝表には：「沙門玄奘言う：伏して勅旨を見るに、僧・尼等に過有らば、俗法之條に依るを停め、『舊格』に依るに還る。分に非ざるの澤、忽として緇徒に委る。譬たとへざるの恩、復た玄肆を霑す。陽に晞し道に沐するに、實に光華を用う。地に跣せむきり循躬し、唯だ震おそを増すのみ。」とある。疑いなく、この『舊格』とは、高宗永徽の前に撰成されたものに違いない。

(四) 『唐會要』卷五〇〈尊崇道教〉：

開元二十九年（七四一）正月、河南採訪使汴州刺史齊澣奏す：「伏して至道の冲虚を以て、生人の宗仰する、未だ鞭撻を免れずして、孰れか儀型を得んや？其の道士・僧尼・女冠等、犯有らば、『道格』を望准して處分す。州縣官の由る所は、擅行し罰を決するを得ず；若し違越有らば、請う法に依りて科罪せんことを。」仍ほ中下考と書す。勅旨：『宜しく依るべし。』

この事は『佛祖統紀』卷四〇にも見え、「（開元）二十九年（七四一）、河南採訪使齊澣言う：『至道にして尊ぶべきは、當に宗仰に従るべくして、未だ鞭撻を免れず、形儀に辱有り。其の僧道にして過有る者、一に『僧道格律』に準じて處分するを欲望し、由る所の州縣、決罪を擅行するを得ず。』と。可と奏す。」とある。『唐會要』所引の齊澣奏の文では『道格』と稱しており、『佛祖統紀』での引用では『僧道格律』としてあり、適用される者は「道士・僧尼・女冠等」であった。『唐律疏議』卷六〈名例〉には：「諸れ道士・女冠と稱する者は、僧尼と同じ。」とあり、ここから分かることは、この書が執行された時、道と僧と、女冠と尼とは、まるで區別されていなかったという點である。故に、その當時の『道僧格』は、或いは『僧道格律』と稱され、また或いは『道格』と稱されたことが分かる。またこれ故に、『日本國見在書目録』のこの條に題されたように、『僧格』とも直接稱することが可能であることも分かる。

以上述べてきたことをまとめると、『道僧格』は、永徽六年（六五五）以前に作られたと考えるべきである。さきに引いた貞觀九年の詔は、『佛祖統紀』には「司る所に宣令し、依るに内律に準じ、明らかに條制と爲す。」とある。その意味を吟味すると、撰修すべきではあるが未だ撰修されてはいないようである。しかし『全唐文』には、「已に令して内律に依附せしめ、參するに金科を以てし、具に條制を陳ぬ。」とある。この記述から、已に撰修されている最中であつたことがわかる。貞觀の『律』『令』『格』『式』は、貞觀元年（六二七）三月に、房玄齡等に詔して撰修させ、十一年（六三七）正月十四日に頒行され、その詔は貞觀九年（六三五）に下され、故に『道僧格』である可能性が極めて高く、『全唐文』に記載された詔は、貞觀九年（六三五）のものであり、撰修の最中で、その成立は、或いは貞觀十一年（六三七）のことなのかもしれない。

唐の『永徽令』及び『開元令』には共に『僧尼令』は無い。日本の『養老令』には『僧尼令』が有り、恐らくこれに據つて作られただろう。『道僧格』は、養老二年（七一八）の前までに、已に日本に傳來していたことが分かる。この書は連綿と『令集解』に引用されており、多くの註釋家に用いられており、ここから清和天皇の貞觀（八五九〜八七六）年間に至つても、やはり相當流行し、そのまま『日本國見在書目録』に著録されることとなつたことが分かる。

この書は已に佚しており、仁井田陞・池田温『唐令拾遺補』で嘗て輯佚がなされたことがある。該當書の第三部『唐日兩令對照一覽』に見える。ここではその佚文を次に記録して、備考とする。⁽⁶⁾

第一組。卷七『僧尼令』「凡僧尼上觀玄象……竝依法律附官司科罪」條における資料。

(一)『令集解』：「罪の輕重を論ぜざるを謂いて、皆 先ず還俗せしむ。何者ぞ？『道僧格』を案するに：『聖道を得ると詐稱する等の罪を犯し、獄成し、赦に會ふと雖も、猶ほ還俗するがごとき者なり。』⁽⁷⁾と。彼の格、赦に會ひて、⁽⁸⁾

別に拔擧することを防ぐが爲にして。但だ還俗の後は、科罪の法、下條に依りて、一年以下に徒し、告牒以て當て、餘罪は律科に依る也。」とある。又：「一に云く：『道僧格』に云く：『上件の姦盜等を犯し、獄成すれば、赦に會ふと雖も、猶ほ還俗するがごとき者なり。』⁹⁾彼の格、赦に會ひて別に文を生ずれどを防ぐが爲にして、但だ還俗の後は、下條に依る。」とある。

(一)『令集解』：「又、『本格』を爲して云く：『獄成の後、赦に會ふと雖も還俗す。』而今、還俗の字を省略するが故たるや、餘に先『私記』に放なふなり。問う：『本格』に依りて、獄成する後、赦に會うと雖ども猶ほ還俗するがごときは、未だ此の『令』亦彼に放ならふを知らざるか？……『本格』檢ずるに、獄成の後、赦に會ひて還俗せらるると雖も猶ほ還俗せし者なれば、故に還俗の後、更に本罪を科し、此の條の罪、告牒を用うべからざるを知るなり。……何者ぞ？『本格』に云く、獄成の後、雖も赦に會うと還俗するは、而今、還俗字を省略するが故なり。」とある。

第二組。卷七『僧尼令』「凡僧尼卜相吉凶及小道巫術療病者、皆還俗。其依佛法、持呪救疾、不在禁限」の條における資料。『唐六典』卷四・祠部「郎中員外郎」條に：「凡そ道士・女道士、……吉凶を占相し、皆還俗す。」とある。

第三組。卷七『僧尼令』「凡僧尼將三寶物・餉饋官人若合構朋黨、擾亂徒衆、及罵辱三綱・凌突長宿者、……不在此例」の條における資料。『唐六典』卷四・祠部「郎中員外郎」條に「凡そ道士・女道士、……若し……三寶物を以て官寮に餉饋し、朋黨を勾合せし者は、皆還俗せしむ。若し……三綱を毀罵し、長宿を凌突する者は、皆苦役せしむるなり。」ある。

第四組。卷七『僧尼令』「凡僧尼非在寺院、……不得因此更乞餘物」の條所における資料。『令集解』に「『道僧格』に『餘物を乞い、僧教化に準じて論す。』と。」とある。

第五組。卷七『僧尼令』「凡僧尼飲酒・食肉・服五辛者、……各還俗」の條における資料。『唐六典』卷四・祠部

「郎中員外郎」條に「凡そ道士・女道士、……若し酒に酔ひ、人と鬪打するは、……皆還俗せしむ。若し……飲酒し、食肉し、五辛を設食するは、……皆苦役せしむなり。」とある。

第六組。卷七『僧尼令』「凡僧尼有事須論、不縁所司、輒上表啓、……理有屈滯、須申論者、不在此例」の條における資料。『合集解』に「何者ぞ? 『道僧格』を案じて云く: 『寺觀に事有らば須く故を論ずるべきなり。』と。」とある。

第七組。卷七『僧尼令』「凡僧尼作音樂及博戲者、百日苦使。碁琴不在制限」の條における資料。『唐六典』卷四・祠部「郎中員外郎」條「音樂及び博戲を作す者、百日苦使せしむ。其の相財物を取る者は、還俗せしむ。道士・女官、碁琴は制限に在らず。」

第八組。卷七『僧尼令』「凡僧尼、聽着木蘭・青碧・皂・黃及壞色等衣。餘色及綾羅錦綺、竝不得服用。……百日苦使」の條における資料。

(一)『唐六典』卷四・祠部「郎中員外郎」條:「凡そ道士・女道士の衣服、皆木蘭・青碧・皂・荆黃・緇壞の色を以てす。若し俗衣及び綾羅を服せば、……皆還俗せしむ。」

(二)『唐律疏議・名例』「除名比徒三年」條『格』に依りて、道士等、輒ち俗服を着る者は、還俗せしむ。」

第九組。卷七『僧尼令』「凡寺僧房停婦女、尼房停男夫、……同所由人罪」條における資料。

(一)『令集解』:「釋に云く: 男女も亦與に同罪なり。亦『格』を案ずるに知るべきなり。」

(二)『唐六典』卷四・祠部「郎中員外郎」條:「凡そ道士・女道士……若し……和合婚姻すれば、……皆苦役せしむなり。」

第一〇組。卷八『僧尼令』「凡僧尼、有禪行修道、意樂寂靜、不交於俗、欲求山居服餌者、……不得別向他處」條

における資料。『令集解』：「或いは説う：此の文、服餌を待たずして聽くべし。何者ぞ？『唐格』、獨り此の文 道士が爲のみに法を設け、此の『令』兼ねて僧尼が爲に文を生ずるが故なり。此の説、非なり。何者ぞ？『格』を案ずるに、道・僧は並兼するなり。獨り道士が爲のみ此の文を立つる者は、非なり。」

第一組。卷八「僧尼令」「凡僧尼有犯苦使者、……輒許之人、與妄請人同罪」條における資料。『令集解』：「道僧格」に云く：「犯有りて苦使する者、三綱立案し、鑿にて閉し、一空院内に放ち、其に令して寫經し、日に五紙を課し、日滿り、紙を検し、數足らば放出す。若し書を解かざる者、遣りて土木の作を執り、功德等の使に修營せしむなり。其の老小、時に臨みて量るのみ。贖に合わざるなり。」と

第二組。爲『令集解』卷八「凡僧尼詐爲方便・移名他者、還俗。依『律』科罪。其所由人與同罪」條における資料。『令集解』：「唐格」に移名とは、此に與は殊に異なる。」

第三組。爲『令集解』卷八「凡僧尼不得私畜園宅財物及興販出息」條における資料。

(一)『令集解』：「道僧格」：「物賞糺告人。」案ずるに寺家に没入するは衆僧の物と爲すなり。」

(二)『通典』卷一一〈食貨典〉一一「鬻爵」至德二年七月鄭叔清の奏文：「道士・女冠・僧・尼、奴婢・田宅・資財を畜うべからず。」

第一四組。卷八「僧尼令」「凡僧尼有犯、准格律、合徒年以上者還俗、許以告牒當徒一年……令三綱依佛法量事科罰、其還俗、并被罰之人、不得告本寺三綱及衆事。若謀大逆・謀叛及妖言惑衆者、不在此例」條における資料。

(一)『令集解』：「道僧格」を案ずるに：此條、一篇の内を除き、律に依りて罪を科す、或ひは還俗し、或ひは苦使せしむと稱す。之の外、雜犯が爲に例を立つ。」

(二)『令集解』：「道僧格」に云く：「徒衆の事故なり。」と

(三)『令集解』：「問う：僧尼赦に會ひて降ること何ぞ？答う：『本格』に依りて、赦に會ふ者は尚還俗せしむの文を立て、今此の『令』會赦の文を除く。……問う：僧尼に犯有りて赦に會ひ降る者、若爲に處分せん？答：『本格』、赦に會ふ者は猶ほ還俗すべきの文を立て、今此の『令』彼文を省除す。」

(四)『令集解』：「『道僧格』及び此の條を案ずるに、公に驗し告牒を爲す。何者ぞ？『道僧格』に於いては、僧綱有る無し。」

第一五組。爲卷八『僧尼令』「凡僧尼等、令俗人付其經像、歷門教化者、百日苦使。其俗人者、依『律』論」條における資料。

(一)『唐律疏議・名例』「比徒」條：「『格』に依りて、道士等、歷門し教化する者有らば、百日苦使せしむ。」

(二)『僧尼令』七「非寺院」條『令集解』：「『道僧格』：『餘物を乞わば、僧教化に準じ論ず。』と」

(三)『唐六典』卷四・祠部「郎中員外郎」條：「凡そ道士・女道士、……若し巡門し教化するは、……皆苦使せしむなり。」

第一六組。卷八『僧尼令』「凡家人奴婢等、若有出家後、犯還俗、及自還俗者、竝追歸舊主、各依本色」條における資料。『白氏六帖』卷二六：「私家の部曲・奴婢等は、入道を得ず。別に勅して出家を許さるる後に、犯して還俗せし者は、追て舊主に歸し、各 本色に依らしむ。」

第一七組。卷八『僧尼令』「凡僧尼不得焚身捨身。若違及所由者、竝依律科罪」條における資料。『令集解』：「『道僧格』を檢するに、此條有る無し。」

この外、日本の秋月觀暎は嘗て輯佚をしたことがある。⁽¹⁰⁾ 此の據るところは、實は『養老令・僧尼令』及び『令集解』に引かれる諸家の注釋であり、竝びに『唐律疏義』・『唐六典』・『宋刑統』・『大宋僧史略』等を參考にしていたの

である。彼の考據によると、『僧尼令』の凡そ二十七條には、『道僧格』にある項目と認定されたものは、十條ほどある。その中、三條は、復原が可能、或いは原文にちかひまでに復原できるものである。三條は僅に其の要點が復原できるものである。四條は『道僧格』に由來するのは確實であることは分かるが、その原文を復原するのが困難な者である。この十條以外の十七條は、『道僧格』に収録されていたかどうかも確認できないものである。其の中の五條は、原文にちかひまでに復原することができ、僅かに『道僧格』に収録されていた可能性があると見なせるものである。餘りの十一條は復原のすべが無い。ここでは秋月觀暎復が復原した確實に『道僧格』の内容であるとされるもの六條を以下に記録し、参考に供することとする。

第一條（案：この條は原文であるか或いは原文に近いものである）：

道士・女冠・尼僧にして、上に玄象を觀、災祥を假設し、語は國家に及び、百姓を妖惑し、竝びに兵書を習譯し、殺人奸盜し、及び聖道を得ると詐稱する等の罪を犯し、獄成する者は、赦に會うと雖も、猶ほ還俗し、竝せて法律に依りて官司に附し科罪すべし。

第二十三條（案：此條は原文であるか或いは原文に近いものである）：

道士・女冠・僧尼にして、歴門し教化する者有らば、百日苦使せしむ。

第十條（案：この條は原文であるか或いは原文に近いものである）：

道士・女冠・僧尼にして、輒ち俗服を著る者は、還俗せしむ。

第十五條（案：この條は要點のみ記す）：

道士・女冠・僧尼にして、犯有りて苦使し、三綱案を立て、鏤閉し、一空院内に放ち、其に合して寫經し、日に五紙を課し、日滿り紙を檢し、數足らば放出せしむ。若し書を解かざる者は、遣りて土木を執らず、修營の功德等を作

さしむ。

第十六條(案：この條は要點のみ記す)：

道士・女冠・僧尼にして、移名を得ず、詐して方便を爲し、他に移名するが若き者は、還俗せしめ、律に依りて罪を科す、其の所由人、與に同罪とす。

第二十一條(案：この條は要點のみ記す)：

一道士・女冠・僧尼、徒以上を犯さば、官司に送り常律に依りて推斷す。詐するに告牒を以てするは、當に一年を徒すべきにして。若し餘罪有る者ならば、律を以て科斷すべし。如し百杖以下を犯さば、毎に十杖ち、令して苦使十日にせしむ。(案：この間の闕文は、未詳) 苦使の條制外の如きは、復た犯罪し還俗に至らざる者、三綱に令して、量事して科罰せしむ。被罪の人、本寺觀の三綱及び徒衆の事故を告げるを得ず。(案：以下不詳)

注

- (1) 『大正新修大藏經』第四十九册史傳部一。
- (2) 『大正新修大藏經』第四十九册史傳部一。
- (3) 『大正新修大藏經』第五〇册史傳部二。
- (4) 『全唐文』卷一四、題『停勅僧道犯罪同俗法推動勅』。
- (5) (四) 『唐貞觀勅格』條・(七) 『貞觀律』條・(三十九) 『貞觀勅』條を参照のこと。
- (6) 『唐令拾遺補』(著者仁井田陞、編集代表池田溫、東京大學出版會、一九九七、三) 個々の箇所について、筆者による引用文と標點は、輯文とは異なる點が有る。
- (7) 原文は「成一字が脱す。今補う。
- (8) 原文は「猶」字が脱す、今補う。

(9) 原文は「猶」字が脱す、今補う。

(10) 秋月觀暎『道僧格の復舊について』(『歴史』第四號、一九五二)

32 唐永徽式廿卷

【關連著録】

『舊唐志』著録・『永徽成(案：成字は衍字)式』十四卷。

『新唐志』著録・『永徽律』十二卷又『式』十四卷。

【著録書考證】

『唐會要』卷三九『定格令』：「永徽二年(六五二)閏九月十四日、新たに刪定した『律』『令』『格』『式』を上る。

太尉長孫無忌・開府儀同三司司空李勣・尚書左僕射于志寧・尚書右僕射張行成・侍中高季輔・黃門侍郎宇文節・柳爽・尚書右丞段寶玄・吏部侍郎高敬言・刑部侍郎劉燕客・太常少卿令狐德棻・給事中趙文恪・中書舍人李友益・刑部郎中賈敏行・少府監丞張行實・大理丞元紹・太府丞王文瑞等、同に修す。勅して『律』十二卷・『令』三十卷・『式』四十卷を成し、天下に頒つ。」とある。記事は『舊唐書』卷四〈高宗紀〉・『舊唐書』卷五〇〈刑法志〉・『舊唐書』卷七三〈令狐德棻傳〉・『冊府元龜』卷六二二〈刑法部・定律令四〉・『資治通鑑』卷一九九にも有り、『文苑英華』卷四六四永徽二年閏九月十四日『詳定刑名制』¹⁾に記載されている。

惟宗直本『令集解』に引く『永徽式』一條について、記録して備考とする。卷一〇〈戸令〉「凡嫁女」條『令集解』：「『刑部式』を檢べ、弟を以て定と爲し、成婚 已に訖はる。」

「五、『唐永徽律』の條、「十五、『唐永徽令』」の條、「十九、『唐永徽格』」を参照のこと。

【編撰者考證】

長孫無忌の生平事跡は、「六、『唐永徽律疏』」の條を参照のこと。

注

(1) 『唐大詔令集』卷八二にも見える。しかし脱文がある。

33 唐開元式廿卷

【關連著録】

『舊唐志』著録：『開元』式二十卷、姚崇等撰。

『新唐志』著録：『開元』式二十卷。

『中興館閣書目』著録：『唐式』二十卷。李林甫等。

『直齋書錄解題』著録：『式』二十卷。

【著録書考證】

玄宗の開元年間、凡そ五回、法が立てられ、そのうち、三回に渡って撰せられ『式』を、ともに『開元式』と名付け、同じく二十卷とした。『日本國見在書目録』の此の條は、未だどれに屬するかは未詳であるが、しばし三回の刪定の經緯が如何なるものであったかを略考し、備考とする。

其の一、開元元年(七一二)、姚崇・盧懷慎等は詔を奉じて刪定し、三年(七一五)に完成するに至って、勅して『開元式』二十卷を成す。後人は『開元三年式』とも稱す。同時に刪定したものに『開元令』三十卷・『唐開元令』條⁽¹⁾・『開元格』⁽²⁾十卷が有り、公布された。

『舊唐書』卷五〇〈刑法志〉には：「開元の初め、玄宗、黃門監盧懷慎・紫微侍郎兼刑部尚書李義・紫微侍郎蘇頌・紫微舍人呂延祚・給事中魏奉古・大理評事高智靜・同州韓城縣丞侯郢璉・瀛州司法參軍閻義頌等に勅して、『格』⁽³⁾『式』⁽⁴⁾『令』を刪定せしめ、三年(七一五)三月に至りて奏上し、名づけて『開元格』と爲す。」とある。

その記事は『唐會要』卷三九『定格令』・『冊府元龜』卷六一二〈刑法部・定律令四〉にも見え、内容は大體上と同じである。唯だ『冊府元龜』は開元元年(七一二)に始まると明言してあり、『唐會要』には開元三年(七一五)正月に成立したとされている。

又、『大唐六典』卷六「刑部郎中員外郎」條の注に：「皇朝の『令』は……開元の初め、姚崇が刊定す。……『開元前格』十卷は、姚崇等が刪定す。……『開元式』二十卷は、其の刪定すると『格』『令』を定するとは、人同じなり。」とある。この任にあった者の中には、まだ姚崇が含まれていたが、上に引く『舊唐書・刑法志』及び『唐會要』・『冊府元龜』では、その名が失われている。

其の二、開元六年(七一八)、宋璟等は詔を奉じて刪定し、七年(七一九)に至って完成し、勅して『開元式』二十卷⁽⁵⁾と成す。同時に刪定するものには、『開元律』十二卷⁽³⁾・『開元令』三十卷⁽⁴⁾が有る。後人はそれを或いは『開元七年令』⁽⁴⁾・『開元後格』⁽⁵⁾十卷と稱しており、公布された。

『新唐志』〔開元〕式』二十卷の條の注には：「吏部侍郎兼侍中宋璟・中書侍郎蘇頌・尚書左丞盧從愿・吏部侍郎裴漼・慕容珣・戸部侍郎楊滔・中書舍人劉令植・大理司直高智靜・幽州司功參軍侯郢璉等が刪定す。開元七年(七一

九)に上る。」とある。『舊唐書』卷五〇〈刑法志〉には：「(開元)六年(七二八)、玄宗、又、吏部侍郎兼侍中宋璟・中書侍郎蘇頌・尚書左丞盧從愿・吏部侍郎裴灌・慕容珣・戸部侍郎楊滔・中書舍人劉令種・大理司直高智靜・幽州司功參軍侯鄂璉等九人に勅して、『律』『令』『格』『式』を刪定し、七年(七一九)三月に至りて奏上す。『律』『令』『式』は仍お舊名になるも、『格』は『開元後格』と曰う。」とある。また『唐會要』卷三九〈定格令〉及び『冊府元龜』卷六一二〈刑法部・定律令四〉にも見える。『唐會要』では開元七年(七一九)三月十九日に成立したとしてゐる。

『開元七年式』は凡そ三十三篇である。『大唐六典』卷六「刑部郎中員外郎」條には：「凡そ『式』は三十有三篇。」とあり、その注に：「また尚書省列曹及び祕書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府及監門宿衛・計帳を以て其の篇目と爲す。」とある。ここから、その篇目は、『吏部』・『司封』・『司勳』・『考功』・『戸部』・『度支』・『金部』・『倉部』・『禮部』・『祠部』・『膳部』・『主客』・『兵部』・『職方』・『駕部』・『庫部』・『刑部』・『都官』・『比部』・『司門』・『工部』・『屯田』・『虞部』・『水部』(以上尚書省諸曹)・『祕書』・『太常』・『司農』・『光祿』・『太僕』・『太府』・『少府』・『監門宿衛』・『計帳』であったことが分かる。

其三、開元二十二年(七三四)、李林甫等が詔を奉じて刪定し、二十五年(七三七)に至りて事し、勅して『開元式』二十卷を成した。後人は『開元二十五年式』とも稱している。同時に刪定したものに、『開元律』十二卷・『開元令』三十卷・『開元律疏』三十卷・『開元新格』十卷及び『開元格式律令事類』四十卷が有り、公布された。

この時に撰せられた諸書は、『舊唐志』ではそれらを失しており、『新唐志』だけが『開元新格』十卷及び『格式律令事類』四十卷を載せ、「中書令李林甫・侍中牛仙客・御史中丞王敬從・右武衛曹參軍崔晃・衛州司戸參軍直中書陳承信・酸棗尉直刑部齋元杞等が刪定す。開元二十五年(七三七)上る。」と注しているのみである。

この記事は『舊唐書』卷五〇〈刑法志〉に詳しく見え、「開元」二十二年（七三四）、戸部尚書李林甫、又、詔を受けて『格』『令』を改修す。林甫中書令に遷り、乃ち侍中牛仙客・御史中丞王敬從・明法之官の前左武衛曹參軍崔見・衛州司戸參軍直中書陳承信・酸棗尉直刑部愈元杞等と與に、共に舊い『格』『式』『律』『令』及び勅を加刪緝し、總じて七千二十六條とす。其の一千三百二十四條は、事に於いて要するに非ずして、竝びに之を刪す。二千一百八十條は、文に隨ひ損益す。三千五百九十四條は、舊に依りて改めず。總じて『律』十二卷・『律疏』三十卷・『令』三十卷・『式』二十卷・『開元新格』十卷を成す。又た『格式律令事類』四十卷を撰し、類を以て相從ひ、省覽に便とす。二十五年（七三七）九月、奏上す。尚書省に勅して五十本を寫せしめ、發して天下に散せしむ。」とある。また『通典』卷一六五〈刑法典〉〈刑制・下〉・『唐會要』卷三九〈定格令〉及び『冊府元龜』卷六一二〈刑法部・定律令四〉にも見える。

これが『式』の刪定奏上と、その公布の時間について説明しよう。上に引く『舊唐書・刑法志』及び『通典』卷一六五〈刑法典〉〈刑制・下〉・『冊府元龜』卷六一二〈刑法部・定律令四〉では、開元二十五年（七三七）九月一日に奏上されたとしており、敦煌文獻河字十七號卷末では「開元二十五年（七三七）六月二十七日」に奏上されたとしている。『唐會要』卷三九では「開元」二十五年（七三七）九月一日、復び舊の『格』『式』『律』『令』を刪輯し、……總じて『律』十二卷・『律疏』三十卷・『令』三十卷・『式』二十卷・『開元新格』十卷を成し、又『格式律令事類』四十卷を撰す。類を以て相い從ひ、省覽に便とす。尚書省に於いて五十本を寫し、天下に頒つ。」としている。文字は上きに引く『舊唐書・刑法志』と同じであるが、しかし「奏上」の二字が無い。又、『舊唐書』卷九〈玄宗紀・下〉には「開元二十五年」九月壬申、新に定むる『令』『式』『格』及び『事類』一百三十卷を天下に頒つ。」とある。『資治通鑑』卷二二四〈唐紀〉三〇には、「上、李林甫・牛仙客に命じて、法官と與に『律』『令』『格』『式』

を刪修せしめ、九月壬申、之を頒行す。」とある。これに據ると、刪定奏上は、河字十七號に従うべきで、おそらく開元二十五年六月二十七日に、五十本を復寫し天下に頒行したのは、同年九月一日のことであろう。詳しくは、「七、大唐律・開元二十五年律」の條に見える。

この外、上に引く史料人名については、「崔見」は、『新唐志』では「崔晃」に、『唐會要』では「崔晃」に、『冊府元龜』では「霍晃」に作っている。「兪元杞」は、『冊府元龜』では「兪元祀」に作っており、『新唐志』・『唐會要』はこれと同じである。いずれが正しいのかは未詳。

開元の三『式』は、皆佚しており、今、存するものは、僅に残帙か斷片だけである。パリ國立圖書館藏の敦煌文獻 P.二五〇七は、羅振玉『雪堂校刊群書敍録』に據ると、唐式の『水部式』であると考えられている。文中に「滄・瀛・貝・莫・登・萊・海・泗・魏・德等十州」の語が有り、そのうち莫州は、原名は鄭州であり、『舊唐書』卷三九〈地理志〉に據れば、「開元十三年(七二五)、『鄭』字を以て『鄭』字に類すれば、改めて莫と爲す。」とある。故に、この『水部式』は、恐らく『開元二十五年式』の殘卷であろう。

『白孔六帖』・惟宗直本『令集解』及び朱雀天皇承年間に成立した源順撰『和名類聚抄』等に引用があり、そのうち『令集解』の引用が比較的完備したものである。ここに、その引用文を記録し、参考に供する。

(一) 卷五『職員令』「大夫一人」條『令集解』には：「伴云く、『古記』云く：雜字の意を問う。答うるに、醬を作るに三等有り。『開元式』を案するに、供奉の醬一石、料は上豆黃五斗・麴米三斗・鹽二斗五升・黃蒸二斗五升・麴子米八合・木槿四分。上の醬一石、料は豆黃四斗・麴米・鹽各二斗・黃蒸二斗・麴子米八合・木槿三分九釐。次の醬一石、料は豆黃二斗八升・麴米・鹽各一斗八升・黃蒸一斗九升・木槿三分九釐。」

(二) 卷二一『田令』「凡公私田荒廢」條『令集解』：「古記」に云く、……『開元式』第二卷に云く：其れ開荒地、

二年を経て收熟し、然る後に准例す。」

(三) 卷二三『賦役令』「凡春季附者」條『令集解』：「又『古記』に云く：『開元式』に云く：一つ、『令』に依り、孝義を表し得る、其の門閭同籍であるものは、並びに課役を免ず。即ち孝義の人、身は死するに、その子孫は孝義人と住まらずして同籍せず及び義門分異する者は、並びに免の限りに在らず。一つ、『令』に依り、官を授くるは應さに役を課するを免ずべし。皆、蠲符至るを待ち、然る後に注免す。雜任解下されそれに附すべき者は、解の月日に依りて徴に據る。即ち雜補任の人、補時の月日に依りて合せて蠲免す。一つ、『令』に依り、春季に附す者は、課役は並びに徴くし、夏季に附するものは、課を免じ、役に従ひ、秋季に附する者は、課役は俱に免す。即ち、春季に破除せらるる者は全免し、夏季に破除せらるる者は課を徴し、秋季に破除せらるる者は全て徴す。一つに、防閭・疾僕・邑士・白直等、諸色雜任等は、合せて課役するを免ず。其の中ち解替有らば、即ち、合計し日二人、共に一年を免ず。一つに、諸色選人の中間に替解有らば、或いは轉選得官有らば、徴免は破除法に依り、各の本司と與に計會す。」

(四) 卷一五『學令』「凡大學國學」條『令集解』：「『古記』に云く：……『開元式』四卷に云く：諸祠祀、若し臨時に雨に遇い、服を濡らし容を失せば、則ち常服を以て從事す。若し已でに行事して雨に遇ふ者は、則ち參服を脱がず。」⁽⁹⁾

(五) 卷二四『宮衛令』「凡宮牆四面道内」條『令集解』：「『監門式』に云く：順天等の門は、宮城の門と爲す。」

(六) 卷三一『公式令』「右請進鈴印」條『令集解』：「又案ず：『律』『監門式』を本にして知る耳。」⁽¹⁰⁾

(七) 卷三八『廩牧令』「凡牧馬牛死耗」條『令集解』：「穴云く：『開元令』に云く：馬の廿一歳以上は、耗の限りに入らず。……『大僕式』に云く：諸牧長の管する所の馬牛、死失過耗は罪に結ぶ。合ま^まさに徒すべき者、官を去ると雖も亦た免の限りの者に在らず。」⁽¹¹⁾

『和名類聚抄』が引くものも、おそらく『開元式』であろう。ここに引く數條において、その引用がどの『式』に屬するのかについての考察と關連が有るものは、次の通りであり、参考に供す。

狩谷本卷四（那波本卷二二）：『唐式』に云く：少府監、毎年蠟燭七十挺を供す。」

狩谷本卷六（那波本卷一四）：『開元式』に云く：白粉卅斤。」

狩谷本卷六（那波本卷一四）：『唐式』に云く：鴻臚・蕃客等の皿油單及び雜物は、竝せて少府監に令して支造せしむ。」

那波本卷一五：『開元式』に云く：臺州に金漆樹有り。」

【編撰者考證】

姚崇の生平事跡は、「十六、唐開元令」の條を参照のこと。

宋璟の生平事跡は、「七、大唐律」の條を参照のこと。

李林甫の生平事跡は、「七、大唐律」の條を参照のこと。

注

(1) 「十六、『唐開元令』」の條を参照のこと。

(2) 『開元前格』については、「二十三、『開元格』」の條を参照のこと。

(3) 「七、『大唐律』」の條を参照のこと。

(4) 「十六、『唐開元令』」の條を参照のこと。

(5) 「二十九、『開元後格』」の條を参照のこと。

- (6) 「七、『大唐律』」の條を参照のこと
- (7) 「六、『唐開元令』」の條を参照のこと。
- (8) 「二十五、『開元新格』」の條を参照のこと。
- (9) 『開元式』は『古記』に引用されており、おそらく『開元三年式』、或いは『開元七年式』のことであろう。
- (10) この『監門式』は、おそらく『開元式』に屬すことから、此の條に付録されたのであろう。
- (11) この『監門式』は、おそらく『開元式』に屬すことから、此の條に付録されたのであろう。

(後藤淳一・千葉謙悟・梅田雅子 譯)